

# 「災害廃棄物対策に関する行政評価・監視」 の結果に基づく勧告に対する改善措置状況(1回目のフォローアップ)の概要

【勧告先】環境省 【勧告日】令和4年2月25日 【回答日】令和5年6月19日（改善状況は回答日現在）

## 背景・目的

- 自然災害からの早期の復旧・復興に向けて、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するためには、平時における事前の備えが極めて重要
- しかしながら、市区町村によっては、事前の備えが不十分なため、発災時の初動対応の遅れが原因で混合ごみの発生など、その後の災害廃棄物の処理について様々な問題事例が発生
- 本調査では、災害廃棄物処理の現場である市区町村において課題とされることが多い、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場候補地の選定、関係機関との連携協力など事前の備えの実施状況等について調査

## ポイント

### 調査結果に基づき、環境省に対して、以下の事項を行うことを勧告

- ① 地震災害のみならず、近年激甚化・頻発化している水害も想定した災害廃棄物の発生量の推計への効果的な支援
- ② 関係機関や都道府県と連携し、市区町村有地以外の候補地を含め、必要・適当な仮置場候補地の選定への効果的な支援
- ③ 関係部局等との事前の利用調整や現況等の把握など、仮置場候補地が災害時に仮置場として円滑に機能するための措置
- ④ 仮置場の管理・運営の災害支援協定への明示など、民間事業者団体等との実効性ある連携への支援

### 勧告を踏まえ、環境省は、以下の改善措置を実施

- ① 地震災害のほか、水害など災害種別に応じた災害廃棄物の発生量の推計方法を新たに策定し、災害廃棄物対策指針を改定
- ② 一部の地方環境事務所において、仮置場候補地となり得る国有地や都道府県有地の絞り込みを行うとともに、関係機関や都道府県と連携した現地調査等により仮置場としての活用可能性を検証
- ③ 仮置場候補地が災害時に円滑に機能するためのチェックリスト（点検ガイドライン）を作成・公表
- ④ 優良事例集（グッドプラクティス集）を作成・公表し、仮置場の管理・運営を災害支援協定に明示したことによる効果を横展開

※ 詳細は次ページ以降のとおり

総務省では、引き続き、上記の環境省が実施した改善措置に伴う地方公共団体の対応状況等のフォローアップを行う予定

# 1. 災害廃棄物の発生量の推計

## 制度の概要等

- ◆ 処理すべき災害廃棄物の規模感を得るとともに、一定の目標期間内に処理を完了するための品目ごとの処理フローを具体的に検討するため、平時の段階から、想定される災害の種類・規模に応じて、災害廃棄物の発生量の推計を行うことが必要
- ◆ 環境省は、災害廃棄物の発生量の推計について、災害廃棄物対策指針<sup>(注)</sup>で、地方公共団体に対し、推計方法など技術的な内容を提示  
(注) 「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月策定、30年3月改定。環境省環境再生・資源循環局。以下「対策指針」という。)

## 勧告(主な調査結果)

- i. 地方公共団体において、地震災害のみならず、水害についても災害廃棄物発生量の推計が適切に行われるよう、対策指針の改定など効果的な支援措置を講ずること。
- ii. 土砂災害についても、地方公共団体において必要な災害廃棄物対策が適切に行われるよう、対策指針の改定などを見据えた具体的な検討を進めること。

### <主な調査結果>

- ✓ 調査対象とした13都道府県全て、70市町村のうち61市町村(約9割)で地震災害に伴う推計値を把握する一方、水害や土砂災害を想定した推計値の把握が低調  
※近年、水害や土砂災害は激甚化・頻発化の傾向
- ✓ 地方公共団体からは、災害廃棄物処理計画が水害に対応しておらず、水害時の支障事例が示されたほか、災害種別に応じた推計方法を示してほしいとの意見

## 主な改善措置状況

- 地方公共団体の災害廃棄物処理計画の策定や見直しに資するよう、水害や土砂災害など災害種別に応じた推計方法を新たに策定するとともに、対策指針(技術資料)を改定し、全国の地方公共団体に通知(R5.4)

### <主な改定内容>

- 従来、災害の種類に応じた災害廃棄物の発生量の推計方法が必ずしも明示されていなかったが、その推計精度の向上を図るとともに、新たに、
  - ✓ 想定される災害の種類(地震災害、水害及び土砂災害)をそれぞれ明示し、区分
  - ✓ 災害の種類に応じたデータ(発生原単位<sup>(注)</sup>等)に、被害想定棟数を乗じる推計方法を策定
  - ✓ これまで示されていなかった「土砂災害」を想定した推計方法を追加  
(注) 損壊家屋等1棟当たりに想定される災害廃棄物量(トン/棟)→ **どの災害に、どのデータを活用するかが明確に**
- 対策指針の改定に際しては、災害廃棄物の発生量の全体量のほか、市区町村における平時の仮置場候補地の選定にも資するよう、「片付けごみ量」<sup>(注)</sup>についても、個別に推計できるよう設定  
(注) 災害廃棄物のうち、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される家具類、廃家電、畳等
- 新たな推計方法による災害廃棄物の発生量の推計が、地方公共団体で進展するよう、以下についても新たに示した。
  - ✓ 水害や土砂災害など、災害の種類ごとの具体的なデータに基づく推計方法の例
  - ✓ 推計に活用可能な地域ごとの特徴等を踏まえた参考値(地方公共団体ごとの床面積や建物構造(木造・非木造比率)の違い等)

上記に基づく水害等に伴う災害廃棄物の発生量の推計が地方公共団体で行われるよう、令和5年度以降、地域ブロック協議会等を活用した研修などを通じて地方公共団体を支援

## 2. 仮置場候補地の選定

### 制度の概要等

- ◆ 災害廃棄物を分別・保管・処理するために一時的に集積する仮置場は、その設置・管理を行う市区町村において、平時から候補地を選定し、必要面積や配置の検討などの事前準備が必要
- ◆ 対策指針において、市区町村は、候補地となる場所が災害時に避難所等に優先的に利用されることを踏まえて選定する必要があるほか、住民の利便性等を考慮して、域内に複数の候補地を選定しておくことが望ましいとされている
- ◆ 環境省は、仮置場候補地の選定手法の構築や市区町村等への周知のほか、仮置場候補地のリスト等の共有が求められている

### 勧告（主な調査結果）

- 市区町村において仮置場候補地の選定に至っていない要因・課題を把握・検証し、地域ブロック協議会等を活用して、必要な候補地選定を促すための効果的な支援措置を講ずること。
- 関係機関や都道府県と連携して、市区町村において市区町村有地以外の候補地を含め適当な候補地の選定が進むよう効果的な支援措置を講ずること。

#### <主な調査結果>

- ✓ 仮置場に必要面積を把握しているものの、約2割の市町村が仮設住宅など他用途との競合などを理由として、候補地選定に至っていない。
- ✓ 市町村が選定した候補地の9割以上が市町村有地で国有地や都道府県有地など市町村有地以外の候補地はごく僅か。
- ✓ 多くの市町村からは、平時における国有地や都道府県有地の情報提供や候補地選定のための支援を求める意見あり。

### 主な改善措置状況

#### i について

- 毎年度実施している全地方公共団体を対象とした実態調査（注）において、「候補地の選定に至らない理由」の質問項目を新たに追加し、「災害時に他の用途で使用される可能性」があることが理由として多く挙げられていることを把握  
（注）「災害廃棄物処理対策取組状況等調査」（令和4年9月～11月実施）
- ➡ 令和5年度以降、地方公共団体向けの研修等の内容に、他部局等との調整を行うことの重要性に係る内容を反映
- 地方環境事務所（中部）において、地域ブロック協議会を活用して、管内の地方公共団体への実態調査（R4.10～11）を実施し、仮置場候補地の確保や選定等の状況を把握。管内市町村の4割弱で仮置場候補地のリストが作成されていないなどの課題を把握
- ➡ 結果を管内自治体にフィードバックするとともに、令和5年5月以降、まず、候補地の確保や選定の検討にすら至っていないことが判明した市町村を優先対象として、各県・市町村の防災部局や土地管理部局も交えた意見交換や現地調査等を実施し、候補地の確保につなげていく

#### ii について

- 地方環境事務所（中部及び近畿）では、仮置場候補地となり得る国有地や府県有地の絞り込みを実施するとともに、関係機関や府県と合同の現地調査等によりその活用可能性を検証

#### （取組例）

関係市町村の希望等も踏まえた上で、候補地となり得る国有地や府県有地（計7か所）の絞り込みを行い、国有地に関しては、地方環境事務所、関係市町村のほか、国有財産を管理する地方財務局との合同で現地調査等を実施。これらの国有地等については、その周辺地域が浸水想定区域か否かなど、災害時の活用可能性の検証も経た上で、関係市町村では、仮置場候補地のリストとして整理・保有に至った。

# 3. 仮置場候補地の事前準備

## 制度の概要等

- ◆ 災害発生時に仮置場を円滑に運用できるよう、市区町村においては、平時から、庁内関係部局等との事前調整や現況等の把握を行うことが必要
- ◆ 対策指針では、仮置場候補地の選定に当たって、二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響を考慮するとともに、病院、学校、水源等の位置に留意することとされ、また、チェックすべき項目を提示（他用途での利用、周辺環境、輸送ルート、各種災害の被害の有無等）

## 勧告（主な調査結果）

地域ブロック協議会等を活用して、関係部局等との事前の利用調整や現況等の把握を促すなど、仮置場候補地が災害時に仮置場として円滑に機能するための措置を講ずること。

### <主な調査結果>

- ✓ 市町村有地の仮置場候補地について、関係部局との利用調整状況をみると、競合する他の目的や用途での利用予定がある又は未調整の候補地が約3割
  - ✓ 仮置場候補地の現況等の把握状況をみると、その把握が未実施の候補地が7割弱
  - ✓ 災害廃棄物の搬入受付、交通誘導、分別指導等を担う人員配置や、運搬車両の動線、品目ごとの配置方法など仮置場の配置計画が未確定の候補地が3割以上
- など、候補地が災害時に円滑に仮置場として利用できない可能性

## 主な改善措置状況

- 市区町村における災害廃棄物処理計画の実効性向上のため、地方公共団体や地方環境事務所等に対するヒアリング結果も踏まえ、「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」を作成、公表（R5.4）
- ガイドラインでは、すでに選定されている仮置場候補地が災害時に円滑に「仮置場」として機能するよう、チェックリストを設け、市区町村における事前調整等を促すこととした。

<チェックリストの例>

- ✓ 仮置場候補地の地権者や管理者との事前調整など速やかな開設の準備がなされているか
- ✓ 仮置場に必要人数が計画に記載されているか
- ✓ 候補地の形状に応じた災害の種類ごとの配置・レイアウトが計画に記載されているか

- さらに、ガイドラインでは、実際の災害事例に基づく事前調整等の「グッドプラクティス」<sup>(注1)</sup>のほか、事前調整等の欠如によって実際に発生した「バッドプラクティス」<sup>(注2)</sup>を示すことで、市区町村における事前の利用調整等を喚起

(注)1 取組が進んでおり参考としたい事例  
2 過去の災害で実際に起きた、良くない事例

<バッドプラクティスの例>

- ✓ 候補地選定が行われていたものの、現地確認しておらず、大型車両が通行できないなど、候補地として不適切であった事例
- ✓ 候補地の地権者との間で事前調整が行われておらず、発災後に初めて調整したため、仮置場の設置が発災から10日後と遅延し、街中がゴミであふれかえった結果が大きく報じられてしまった事例

➤ ガイドラインは、市区町村における計画の策定や見直しに資するよう、令和5年度以降、地域ブロック協議会や都道府県が開催する研修等で活用

# 4. 関係機関との連携協力

## 制度の概要等

- ◆ 災害廃棄物が大量に発生した場合には、地方公共団体単独での処理は困難なため、他の地方公共団体や民間事業者団体等との協力が必要不可欠。このため、各地方公共団体は、確実に協力関係を構築し、迅速な活動を行えるよう、平時から、災害廃棄物対策に関する支援協定（災害支援協定）を締結しておくことが重要
- ◆ 環境省は、大規模災害に備えて、地方公共団体と民間事業者団体等との連携を強化するため、災害支援協定の締結を推進

## 勧告（主な調査結果）

地方公共団体に対し、民間事業者団体等との災害支援協定に「仮置場の管理・運営」に関する内容が明示されている具体的な事例を展開するなど、地域ブロック協議会等を活用して、民間事業者団体等との実効性のある連携を推進するための効果的な支援措置を講ずること。

### <主な調査結果>

- ✓ 災害廃棄物処理業務については、多くの市町村が民間事業者団体等による協力を期待
- ✓ 調査対象市町村で締結されている83の災害支援協定の内容をみると、「仮置場の管理・運営」を明示している協定は9協定にとどまる。
- ✓ 民間事業者団体等からは、平時の認識共有のため、市町村との役割分担を明確にした上で、協定に「仮置場の管理・運営」を支援内容として明示することが望ましいなどの意見

## 主な改善措置状況

- 各地方環境事務所において、地域ブロック協議会などを活用し、管内の地方公共団体に勧告内容を周知
- これを受け、地方公共団体の中には、「仮置場の管理・運営」を協定内容として新たに明示し、民間事業者団体からの支援内容を明確化した結果、災害時において、民間事業者団体からの適切な支援を受け、災害廃棄物の仮置場への円滑な搬入を実現した例
- 上記の事例は、災害支援協定への「仮置場の管理・運営」の明示によって効果のあった優良事例として、「災害廃棄物対策グッドプラクティス集」<sup>(注)</sup>に掲載・公表（R5.3）し、地方公共団体に展開

(注) 各地方公共団体による事前の対策によって災害廃棄物処理が迅速に進んだ等の優良事例を収集・整理した事例集

### (掲載内容)

**④ 民間事業者との仮置場運営に係る協定締結**

事業内容

・ 災害廃棄物に関する協定は平成21年に福井県が福井県産業資源循環協会と締結。近年の災害の激甚化を受けて、令和3年度から協定の見直しを協議し、令和4年度に仮置場の管理・運営に関する内容を協定に追加。

↓

被災時発揮効果

・ 発災直後、県と中部地方環境事務所が南越前町を訪問し、産業資源循環協会との協定を紹介。発災（8/5）後、県が電話で協会に支援を要請し、最初の土曜日（8/6）の午後には仮置場の分別補助について協会が支援実施。

・ 分別指導や管理補助に限定した委託。仮置場の分別判断に困る廃棄物の対応など、廃棄物に精通している事業者が分別補助にあたり、仮置場への円滑な搬入を実現。

(協力内容)

第3条 乙が行う協力内容は、県内市町および一部事務組合（以下「市町等」という。）が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）とする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) 仮置場の管理・運営
- (5) 前各号に伴い必要な事項

図：大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書（部分）

出典：福井県ホームページ

(注) 本図は、環境省「災害廃棄物対策グッドプラクティス集」から引用（関係部分のみ抜粋）

## 災害廃棄物対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

### 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和3年1月～4年2月
- 2 対象機関 調査対象機関：環境省  
関連調査等対象機関：都道府県（13）、市町村（70）、関係事業者等（31）

【勧告日及び勧告先】 令和4年2月25日 環境省

【回答年月日】 令和5年6月19日 環境省 ※ 改善状況は回答日現在

### 【調査の背景事情】

- 非常災害時において、住民の生活環境を保全し、公衆衛生上の支障を防止するためには、災害廃棄物の処理について、平時から事前の備えを十分に行い、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図ることが重要
- しかしながら、市区町村によっては、事前の備えが不十分な状況がみられ、発災時の初動対応の遅れが原因で混合ごみの発生など、その後の災害廃棄物の処理について様々な問題事例がみられる。
- 災害の規模によっては、大量に発生した廃棄物の処理を被災した地方公共団体のみで行うことには限界があり、国や都道府県等との実効性を伴った広域的な連携協力体制の構築や、これに基づく訓練等の取組が求められる。
- この行政評価・監視は、これらの状況を踏まえ、実際の災害廃棄物処理の現場である市区町村において課題とされることが多い、災害廃棄物の発生量の推計や仮置場の選定など事前の備えの現状を明らかにするとともに、災害からの早期の復旧の鍵となる災害廃棄物対策に関する課題を整理し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

勸告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p><b>1 災害廃棄物の発生量等の推計</b> (勸告要旨)</p> <p>環境省は、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 地方公共団体において、地震災害のみならず、近年激甚化・頻発化している水害についても必要な災害廃棄物発生量の推計が適切に行われるよう、モデル事業の実施や災害廃棄物対策指針の改定を含む効果的な支援措置を講ずること。</p> <p>② 土砂災害についても、近年激甚化・頻発化していることなどを踏まえ、地方公共団体において、同災害に伴う災害廃棄物の発生が予測される地域を中心に、必要な災害廃棄物対策が適切に行われるよう、モデル事業の実施や災害廃棄物対策指針の改定を見据えた具体的な検討を進めること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度等の概要》</p> <p>○ 「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月策定、30年3月改定。環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室。以下「対策指針」という。)では、災害廃棄物の発生量等をあらかじめ把握しておくことは、必要とされる仮置場候補地の面積の算定や候補地の選定など、災害廃棄物処理計画の策定等の検討を行うための基礎的な資料になるとされ、地方公共団体は、あらかじめ地域防災計画で想定される災害規模に応じた発生量等を推計しておくこととされている。</p> <p>○ 対策指針では、地方公共団体は、それぞれの地域特性や地域防災計画等で想定される災害等を踏まえつつ、災害廃棄物処理計画を策定することとされており、災害廃棄物の発生量の推計含め、各地域の特性に応じて、想</p>	<p>①及び②について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務省からの勧告を受け、本省が主催する「第3回令和3年度災害廃棄物対策推進検討会」(令和4年3月9日開催)(注1)において、その内容を説明、周知するとともに、「地域間協調ワーキンググループ」(注2)や「災害廃棄物発生量の推計精度向上のための方策検討会」(注3)での検討を進めるなど、令和4年度以降の対応方針を示した。</li> </ul> <p>(注)1 災害廃棄物対策推進検討会は、学識経験者等の有識者を構成員とし、全国各地で発生した非常災害を中心に災害廃棄物処理に関する実績や取組事例、得られた教訓等について整理し、関係者への情報共有を行うとともに、災害廃棄物対策に関する取組状況の確認及び諸課題に関する対応の方向性に関する技術的助言等を行うことを目的として、平成28年度以降毎年度開催</p> <p>2 地方公共団体が作成する災害廃棄物処理計画の実効性向上に係る検討等を行うもの</p> <p>3 災害廃棄物発生量の推計式の検討を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特に、近年激甚化・頻発化している水害や土砂災害に対しては、総務省からの勧告内容も踏まえ、「災害廃棄物発生量の推計精度向上のための方策検討会」での協議を精力的に進め、地方公共団体における水害や土砂災害の発生時の災害廃棄物発生量の推計を支援するため、その推計精度の向上を図るとともに、災害の種類に応じた推計方法が必ずしも明示されていなかった従来の推計方法を改めた。</li> </ul> <p>具体的には、災害の種類(地震災害(揺れ・津波)、水害及び土砂災害の4種類)をそれぞれ明示、区分することとし、被害想定棟数に災害の種類に応じた既定のデータ(注1)を乗じる推計方法を新たに策定した(令和5年3月)。</p> <p>また、災害廃棄物の全体量以外に、仮置場の開設に向けた検討に必要とされる片付けごみ量(注2)を、それぞれの災害の種類ごとに推計できる</p>

勸 告 事 項	環境省が講じた改善措置状況
<p>定される自然災害の種類ごとの対応が求められている。</p> <p>なお、市区町村等が災害廃棄物処理計画の対象とする自然災害として、対策指針では「地震災害及び水害、その他自然災害」が挙げられている。</p> <p>○ 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28 年環境省告示第 7 号。以下「基本方針」という。）において、国は、災害廃棄物の発生量の推計手法等の災害廃棄物処理に必要な技術開発を行い、得られた成果を分かりやすく周知するものとされている。</p> <p>○ 環境省は、各地方環境事務所を中心に、市区町村や都道府県等が参加する地域ブロック協議会（注）での研修や、各種モデル事業（平成 27 年度以降）に基づく図上演習等の研修を通じて、地方公共団体における災害廃棄物の発生量の推計に係る取組を支援しているほか、都道府県においても、市区町村別の推計値を市区町村に提供することなどを通じて、市区町村の取組を支援している。</p> <p>（注） 全国八つの地域ブロックごとに、環境省地方環境事務所のほか、国の関係機関、都道府県、関係市区町村、民間事業者団体等が参画して設置され、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の策定等を行う。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査対象 13 都道府県における災害廃棄物の発生量の推計値の把握状況をみたと、全 13 都道府県において、想定される自然災害に伴う災害廃棄物の発生量の推計値を把握</p> <p>○ 都道府県における地震災害に伴う災害廃棄物の発生量の推計値の把握</p>	<p>ようにして、地方公共団体における平時の仮置場候補地の選定に資するよう配慮した。</p> <p>（注） 1 発生原単位のほか、建物解体率（被害想定棟数に対する解体棟数の割合）に係るデータ 2 災害廃棄物のうち、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出されるもの（家具類、廃家電、畳等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これらの見直し結果は、「第 2 回令和 4 年度災害廃棄物対策推進検討会」（令和 5 年 3 月 24 日開催）において報告、公表するとともに、令和 5 年 4 月、地方公共団体における災害廃棄物処理計画の策定や見直しに資するため、対策指針（技術資料）を改定し、各都道府県の廃棄物主管部（局）宛てに通知した（令和 5 年 4 月 28 日付け事務連絡（「「災害廃棄物対策指針 資料編」の公表・改定について（お知らせ）」））。</li> <li>対策指針（技術資料）の改定に際しては、水害や土砂災害といった災害の種類別の発生量推計が地方公共団体において進展するよう、災害の種類ごとに、その推計方法を例示するとともに、都道府県ごとの建物構造や床面積の違いなど地域ごとの特徴等を踏まえた発生量の推計ができるよう、都道府県別の 1 棟当たり床面積（注）や、倒壊棟数の木造・非木造比率の参考値を対策指針（技術資料）において示した。</li> </ul> <p>（注） 市町村別データについては、固定資産の価格等の概要調書（総務省）から入手することで、市町村ごとの 1 棟当たり床面積の算出が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、「地域間協調ワーキンググループ」では、市区町村における災害廃棄物処理計画の実効性の向上に資するよう、各地方環境事務所や複数の地方公共団体等へのヒアリングなどを通じて、計画に関する、i) 点検の視点に係るチェックリスト、ii) 点検の視点ごとの具体的な点検事項、iii) 記載例、iv) 各点検事項の事例（グッドプラクティス及びバッドプラクティス（注））等を整理した「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」</li> </ul>

勸告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>状況をみたところ、全 13 都道府県で把握されていた一方、豪雨や台風等による水害や土砂災害に伴う災害廃棄物の発生量の推計値を把握している都道府県は、水害については 4 都道府県 (30.8%)、土砂災害については 1 都道府県 (7.7%) にとどまった。</p> <p>○ また、調査対象 70 市町村における災害廃棄物の発生量の推計値の把握状況をみたところ、61 市町村 (87.1%) で、想定される自然災害に伴う自区域内の災害廃棄物の発生量の推計値を把握</p> <p>○ 市町村における地震災害に伴う災害廃棄物の発生量の推計値の把握状況をみたところ、全 61 市町村で把握されていた一方、水害や土砂災害に伴う災害廃棄物の発生量の推計値を把握している市町村は、水害については 21 市町村 (34.4%)、土砂災害については僅か 4 市町村 (6.6%) にとどまった。</p> <p>○ 市町村からは、災害の種別と市町村ごとの地域特性を考慮した推計方法の提示や過去の災害時の事例（データ等）を踏まえた研修の開催、地震災害以外の災害に伴う災害廃棄物の発生量の推計方法を求める声が聴かれたほか、水害を想定していなかった市町村では、実際の水害時に仮置場の選定や運営の判断に時間を要したといった支障事例が挙げられた。</p> <p>○ 国土交通省によれば、直近 10 年間（2011 年～2020 年）と 1976 年～1985 年の 10 年間における 1 時間降水量 50mm 以上の発生回数（10 年間平均）を比較した場合、約 1.4 倍に増加したとしている。また、気候変動の影響により、今後も水害の更なる激甚化や頻発化が懸念され、土砂災害についても、降雨の局地化や集中化などに伴い、近年その発生件数が増加傾向にあ</p>	<p>（以下「ガイドライン」という。）を作成し、令和 5 年 4 月、当省ホームページにおいて公表するとともに、その旨を各都道府県の廃棄物主管部（局）宛てに通知した（令和 5 年 4 月 28 日付け事務連絡（「地方公共団体における災害廃棄物処理計画の策定・改定について」））。</p> <p>（注） 「グッドプラクティス」とは、取組が進んでおり参考としたい事例、「バッドプラクティス」とは、過去の災害で実際に起きた、良くない事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドラインでは、平時における地方公共団体の災害廃棄物の発生量の推計が適切に行われるよう、点検事項として、地震災害だけでなく、水害や土砂災害に伴う災害廃棄物の発生量の推計が災害廃棄物処理計画に適切に記載されているかどうかのチェックリストを設けた。 また、「バッドプラクティス」として、水害時の災害廃棄物の発生量推計が平時から行われていなかったため、実際の水害時に仮置場が災害廃棄物でひっ迫した結果、住民からの苦情が殺到した事例を掲載し、平時から発生量推計を行っておくことの重要性を周知した。</li> <li>・ 引き続き、地方公共団体に対する効果的な支援に資するよう、対策指針（技術資料）の改定に向けた検討のほか、令和 5 年度以降、地域ブロック協議会や研修等を通じて、新たな推計方法の周知、啓発を図るなど、地方公共団体における災害廃棄物発生量の推計を推進していく。</li> </ul>

勸告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>るとされている。</p> <p><b>2 仮置場候補地の選定</b>  <b>(勸告要旨)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>環境省は、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 市区町村において仮置場候補地の選定に至っていない場合の要因・課題を把握・検証し、地域ブロック協議会等を活用して、必要な候補地選定を促すための効果的な支援措置を講ずること。</p> <p>② 仮置場の選択肢をより拡大する観点から、関係機関や都道府県と連携して、市区町村において市区町村有地以外の候補地を含め適当な仮置場候補地の選定が進むよう効果的な支援措置を講ずること。</p> </div> <p><b>(説明)</b>  <b>《制度等の概要》</b></p> <p>○ 「国土強靱化基本計画」(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定)では、環境分野における防災・減災等に資するため、環境省は、災害廃棄物の発生量の推計に合わせた仮置場の確保等の取組を地方公共団体、地域ブロック、全国の各レベルで平時から進め、廃棄物処理システムの強靱化を図るものとされている。</p> <p>また、第四次循環型社会形成推進基本計画(平成 30 年 6 月 19 日閣議決定)では、令和 7 (2025) 年度を目標年次として、全国の市区町村における仮置場整備率を 7 割とする政府目標が掲げられている。</p> <p>○ 「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」(平成 27 年 11 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部。以下「行動指針」という。)では、大規模災害に備えて、国は、市区町村における仮置場の設置のため</p>	<p>環境省が講じた改善措置状況</p> <p>①について  <b>【全国レベルの取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務省からの勧告を受け、当省が主催する「令和 3 年度第 7 回災害廃棄物対策担当者意見交換会」(令和 4 年 2 月 28 日開催。以下「令和 3 年度担当者意見交換会」という。)において、当省本省から、地域ブロック協議会の事務局である各地方環境事務所に勧告内容とともに、仮置場候補地が未選定である地方公共団体に対する支援措置を講じていく必要がある旨を周知した。</li> <li>総務省からの勧告内容等も踏まえ、毎年度、全国の都道府県や市区町村等を対象に実施している「災害廃棄物処理対策取組状況等調査」(令和 4 年 9 月～11 月実施)(注)において、「候補地の選定に至らない理由」の質問項目を新たに設け、市区町村において仮置場候補地の選定に至っていない場合の要因や課題を把握した結果、その主な理由として、「候補となる空き地が災害時に他の用途に使用される可能性があることから仮置場候補地の選定がなされていない」などが挙げられた。</li> </ul> <p>このため、これらの結果から得られた情報については、国の関係機関や都道府県、関係市区町村、民間事業者団体等で構成する地域ブロック協議会等を活用し、令和 5 年度以降、地方公共団体向けの災害廃棄物対策に資する研修等の内容に、防災部局など庁内の他の関係部署との間で仮置場候補地としての活用に向けた調整を行うことの重要性を新たに盛り込むなどして、地方公共団体における候補地の選定に向けた取組を引き続き促し</p>

勸告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>の用地の確保を推進する観点から、仮置場に必要面積の算定方法や、候補地の選定手法の構築とその周知のほか、地域ブロック協議会において、仮置場候補地のリスト等を関係者間で共有することが求められているとともに、環境省は、同省防災業務計画に基づき、国有地を含めた仮置場の確保等について定めた地方公共団体の災害廃棄物処理計画の策定を支援するものとされている。</p> <p>○ 災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する仮置場については、対策指針において、その設置・管理を行う市区町村は、平時からその利用方法を検討しておくことが求められているほか、対策指針（技術資料）では、平時からその候補地を選定し、必要面積や配置を検討するなどの事前準備を進めることが必要とされている。</p> <p>○ また、対策指針では、市区町村は、候補地となる場所が災害時に避難所等に優先的に利用されることを踏まえて選定する必要があるほか、住民の利便性等を考慮して、域内に複数の候補地を選定しておくことが望ましいとされている。</p> <p>○ 環境省では、モデル事業の実施や地域ブロック協議会の活用のほか、仮置場候補地の選定の効果的な進め方等について市区町村向けのワークショップを開催するなどして、市区町村の仮置場候補地の選定に向けた取組を支援。</p> <p>都道府県においても、研修会や市区町村用の初動マニュアルの作成・配布等を通じて、仮置場として適当な場所やその選定方法を周知するなどして、域内市区町村に対する支援が行われている（「3 仮置場候補地の事前準備」も同様）。</p>	<p>ていく。</p> <p>（注） 当省が、都道府県、市区町村、一部事務組合・広域連合の災害時における災害廃棄物対策に係る取組状況を把握し、今後必要な施策検討のための基礎資料とすることを目的として実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域間協調ワーキンググループ」において、ガイドラインを作成し、令和5年4月、当省ホームページにおいて公表するとともに、その旨を各都道府県の廃棄物主管部（局）宛てに通知した（令和5年4月28日付け事務連絡（「地方公共団体における災害廃棄物処理計画の策定・改定について」））（内容は「1 災害廃棄物の発生量等の推計」参照）。</li> </ul> <p>市区町村における災害廃棄物処理計画の実効性を向上させるため、ガイドラインでは、「仮置場の候補地を事前に選定しているか」など仮置場の確保・設置に係るチェックリストを設けるとともに、仮置場候補地の選定に関するグッドプラクティスやバッドプラクティスを掲載するなどしており、今後、地方環境事務所や都道府県が主催する研修等の場での活用を通じて、市区町村に対して、必要な仮置場候補地の選定を引き続き促していく。</p> <p><b>【現場レベルの取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ブロック協議会を活用した取組の一環として、中部地方環境事務所では、管内の9県及び307市町村を対象としたアンケートやヒアリングによる調査（令和4年10月～11月実施）に基づき、各地方公共団体における仮置場候補地の確保・選定の検討状況や候補地リストの作成等の状況を確認した結果、4割弱の市町村において候補地リストが作成されていないなどの課題等を把握した。</li> </ul> <p>得られた調査結果は、管内の地方公共団体に配布し、フィードバックを行うとともに、まずは、仮置場候補地の確保や選定の検討にまで至ってい</p>

勧 告 事 項	環境省が講じた改善措置状況
<p>《調査結果》</p> <p>○ 災害廃棄物の発生量の推計値を把握している 61 市町村のうち 60 市町村において、推計結果に基づき、必要となる仮置場の面積を把握している状況にあった。他方、60 市町村のうち 11 市町村（18.3%）では、仮置場として必要な面積を把握しているにもかかわらず、災害時の仮設住宅の設置や避難所など他の用途との競合や選定条件に合致する土地の不足、周辺住民の理解が得られるかどうかについて懸念があることなどを理由として、候補地の選定に至っていない状況がみられた。</p> <p>○ 平時から候補地の選定ができていなかった市町村や、選定には至っていたものの、その事前準備が不十分であった市町村では、実際の災害時に、i) 管理体制の不備に伴う不法投棄、ii) 受付の準備不足に伴う搬入待ちの渋滞、iii) 分別方法が徹底されず混合ごみが発生、iv) 仮置場のひっ迫などの支障事例が挙げられ、調査対象とした 70 市町村全てにおいて、平時からの仮置場候補地の選定の必要性や重要性が認識されていた。</p> <p>○ また、調査対象 70 市町村のうち、域内に 1 か所以上の仮置場候補地を選定していたのは 52 市町村みられ、これらの市町村では、計 1,443 か所に及ぶ候補地が選定されていたものの、市町村有地が 1,360 か所（94.2%）と圧倒的に多く、都道府県有地や国有地等が候補地として選定されている例はごく僅かであった。</p>	<p>ないことが判明した市町村を優先対象として、令和 5 年 5 月以降、各県と合同の意見交換やこれに基づく課題の整理を行った上で、県や市町村の防災部局や土地管理部局などの関係部局も交えた意見交換や必要な現地調査などを進めることで、各市町村における仮置場候補地の確保につなげていく。</p> <p>②について</p> <p><b>【全国レベルの取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務省からの勧告を受け、令和 3 年度担当者意見交換会において、当省本省から、各地方環境事務所に勧告内容とともに、国有地を管理する各地方財務局などの関係機関や、都道府県有地を管理する都道府県と連携して仮置場候補地の選定を進める必要がある旨を周知した。</li> </ul> <p><b>【現場レベルの取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関東、中部及び近畿の各地方環境事務所では、総務省からの勧告も踏まえ、市区町村における未利用国有地や都府県有地の仮置場候補地としての活用を促すため、以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 関東地方環境事務所 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ブロック協議会を活用し、市区町村における国有地も含めた仮置場候補地の選定が進むよう、都県や市区町村の災害廃棄物対策担当部局に対して、財務省関東財務局（各地方財務事務所）から市区町村等の防災部局に定期的（四半期ごとに一回）に提供されている未利用国有地に係る情報を候補地選定の参考とすることを求めるとともに、防災部局との間でその利用調整（内部調整）を進めるよう啓発した（令和 4 年 6 月）。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

勸告事項	環境省が講じた改善措置状況
	<p>ii) 中部地方環境事務所</p> <p>管内の市町村における仮置場候補地の選択肢を拡大する観点から、地域ブロック協議会を活用し、管内9県のうち3県とそれぞれ合同で、仮置場候補地となり得る国有地及び県有地の調査（机上及び現地調査）・検証を実施した（注）。</p> <p>机上調査では、仮置場としての利用可能性がある土地として、各県から情報提供のあった複数の未利用国有地や県有地のうち、「面積が3,000㎡以上の空き地」などを条件に国有地等を選定（3県で国有地2、県有地37の計39か所）し、仮置場として利用可能と考えられる範囲の面積のほか、公表資料に基づき、土地の形状や舗装状況、各地方公共団体の地域防災計画での指定状況、車両の通行への支障、浸水リスク等との関係を把握した。また、机上調査結果のほか、県との協議に基づき、机上調査を実施した国有地等のうち、14か所の国有地等（国有地2、県有地12）を選定し、水害発生時を想定した上で、仮置場の開設に当たって必要となる資材や車両動線、重機類等を調査するとともに、周辺的生活環境への影響が最小となるような災害廃棄物の具体的なレイアウト等の作成を行った。</p> <p>これらの結果は、今後、それぞれの候補地の所管部局との調整等を経た上で、関係市町村の仮置場候補地リストとして提供することを検討していく。</p> <p>（注） 本調査は、「令和4年度中部地域ブロックにおける災害廃棄物処理体制強化モデル事業」として実施されたもの</p> <p>iii) 近畿地方環境事務所</p> <p>地域ブロック協議会を活用し、災害時に災害廃棄物処理を一義的に担うこととなる市町村の意見や希望も踏まえた上で、仮置場候補地となり</p>

勸告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>3 仮置場候補地の事前準備 (勸告要旨)</p> <p>環境省は、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域ブロック協議会等を活用して、関係部局・関係機関との事前の利用調整や現況等の把握を促すなど、仮置場候補地が災害時に仮置場として円滑に機能するための措置を講ずること。</li> </ul> <p>(説明)</p> <p>《制度等の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対策指針(技術資料)では、市区町村は、平時から災害廃棄物の配置を検討するなどの事前準備を進めることで、災害発生時に仮置場候補地の円滑な運用が行えるようにしておくことが望ましいとされている。</li> <li>○ 対策指針等では、仮置場候補地の選定の際、空き地等は、災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることを踏まえ</li> </ul>	<p>得る国有地や府県有地(国有地1、府県有地6の計7か所)の絞り込みを実施した。その上で、例えば、国有地に関しては、国有財産を管理する財務省近畿財務局や関係する地方公共団体等と合同で、現地及び書面調査を実施するなど、災害時における仮置場としての活用可能性(周辺地域が浸水想定区域か否かなどハザード情報のほか、周辺の道路状況、搬入口の状況等)を検証した(注)。</p> <p>これらの現地調査等が行われた国有地や府県有地については、災害時の活用可能性も踏まえた上で、関係する市町村において、活用可能性が高い仮置場候補地のリストとして整理・保有されることとなった。</p> <p>(注) 本業務は、「令和4年度大規模災害発生時における近畿ブロック災害廃棄物対策調査検討業務」(大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会による)の一環として実施(令和4年12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省からの勧告を受け、令和3年度担当者意見交換会において、当省本省から、各地方環境事務所に勧告内容とともに、仮置場候補地が、災害時に仮置場として円滑に機能するための事前調整等が重要である旨を周知した。その上で、各地方環境事務所では、地域ブロック協議会やモデル事業等を通じて、管内の地方公共団体にその旨を周知した。</li> <li>・ 「地域間協調ワーキンググループ」において、ガイドラインを作成し、令和5年4月に当省ホームページにおいて公表するとともに、その旨を各都道府県の廃棄物主管部(局)宛てに通知した(令和5年4月28日付け事務連絡(「地方公共団体における災害廃棄物処理計画の策定・改定について」)) (内容は「1 災害廃棄物の発生量等の推計」参照)。</li> <li>・ 市区町村における災害廃棄物処理計画の実効性を向上させるため、ガイ</li> </ul>

勸告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>て選定することとされ、災害発生時の円滑な運用のためには、平時から庁内関係部局等との間で利用調整を行っておく必要があるとされている。</p> <p>○ このほか、候補地の選定に当たっては、二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域であることを考慮するとともに、周辺環境への影響を極力減らすため、病院や学校、水源などの位置に留意するとともに、水害による浸水の可能性等も考慮して選定することとされており、浸水想定区域等のハザードマップの被害想定を活用又は参照するなど、平時から仮置場候補地の現況等を把握しておくことが求められている。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 把握した仮置場候補地 1,443 か所のうち、市町村有地 1,360 か所を対象に、平時における市町村の利用調整の状況をみたところ、仮置場として利用が決定している候補地が 71.3% (969 か所) を占める一方、仮設住宅や物資輸送拠点など競合する他の目的・用途が予定されている候補地が 22.1% (301 か所)、未調整の候補地が 6.6% (90 か所) と、利用が決定していない候補地が 3 割程度という状況にあった。</p> <p>○ 同様に、仮置場候補地 1,443 か所を対象に、市町村が各候補地の現況等の把握を平時から実施しているかどうかについて確認したところ、市町村有地のため、改めて把握する必要性が乏しいことや、具体的な利用内容のほか、実際に利用するかどうか不明であることなどを理由に、現況等の把握を実施していないとされた候補地が 966 か所 (66.9%) という状況にあった。</p>	<p>ドラインでは、既に選定されている仮置場候補地が災害時に仮置場として円滑に機能するよう、i) 仮置場候補地の地権者や管理者との事前調整や現地確認の実施など速やかな開設の準備がなされているか、ii) 仮置場の管理・運営のために必要な人数が計画に記載されているか、iii) 仮置場候補地の形状に応じた災害の種類ごとの配置やレイアウトが計画に記載されているかなどのチェックリストを設け、市区町村における事前調整等を促すこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、実際の災害事例に基づき、事前調整等に係る「グッドプラクティス」のほか、i) 候補地の選定が行われていたものの、現地確認をしておらず大型車両が通行できないなど候補地として不適切な場所であった事例や、ii) 候補地の地権者と事前調整が行われておらず、発災後に初めて調整したため、仮置場の設置が発災から 10 日後と遅延し、街中がゴミであふれかえった結果がマスコミに大きく報道されてしまった事例など「バッドプラクティス」を示すことで、市区町村における仮置場候補地の事前調整等を喚起した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>これらの内容を含むガイドラインについては、市区町村における災害廃棄物処理計画の策定や見直しに資するよう、令和 5 年度以降、地域ブロック協議会や都道府県が主催する研修等での活用を通じて、市区町村への周知、啓発を進めていく。</li> </ul> </li> <li>さらに、総務省からの勧告も踏まえ、地方公共団体による事前の対策によって災害廃棄物処理が迅速に進んだ等の優良事例を収集し、「災害廃棄物対策グッドプラクティス集」(以下「グッドプラクティス集」という。)として整理し、全国の地方公共団体でこれらの事例の横展開が図られるよう、令和 5 年 3 月、当省ホームページにおいて公表するとともに、その旨</li> </ul>

勸告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>4 災害廃棄物処理に備えた連携協力</p> <p>(勸告内容)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>環境省は、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>○ 地方公共団体に対し、民間事業者団体等との災害支援協定に「仮置場の管理・運営」に関する内容が明示されている具体的な事例を展開するなど、地域ブロック協議会等を活用して、民間事業者団体等との実効性のある連携を推進するための効果的な支援措置を講ずること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度等の概要》</p> <p>○ 対策指針では、平時における地方公共団体の廃棄物部局の業務として、災害廃棄物処理計画の策定や見直し、人材育成、仮置場候補地の確保などのほか、災害廃棄物対策に関する支援協定の締結が挙げられている。</p> <p>また、対策指針(技術資料)では、「災害時には他の自治体や民間事業者団体等との協力が必要不可欠であり、確実に協力関係を構築し、迅速な活動を行えるよう、平時から災害支援協定を締結しておくことが重要」とされている。</p> <p>特に、民間事業者団体等との協定については、対策指針の中で、過去の</p>	<p>を各都道府県の廃棄物主管部(局)宛てに通知した(令和5年4月28日付け事務連絡(「地方公共団体における災害廃棄物処理計画の策定・改定について」))。</p> <p>事例の中には、当省がこれまで実施してきた各種モデル事業(災害廃棄物処理計画策定支援や図上演習等)が迅速な災害廃棄物処理に寄与した具体的な事例を掲載するなど、同事業が災害時にどのようにいかされたのかについても掲載し、実際の事例に基づいた取組の効果を示すことにより、地方公共団体における取組をより一層促進することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省からの勸告を受け、令和3年度担当者意見交換会において、当省本省から、各地方環境事務所に対して、勸告内容とともに、「仮置場の管理・運営」に関する民間事業者団体等との協定など実効性のある連携協力の重要性について周知した。</li> <li>また、各地方環境事務所では、地域ブロック協議会など地方公共団体等との意見交換会の場を活用して、管内の地方公共団体に勸告内容を周知した。</li> <li>・ 地方公共団体では、総務省からの勸告内容も踏まえ、令和4年度に行われた災害支援協定の見直しに際して、「仮置場の管理・運営」を民間事業者団体との協定内容に明示するに至った事例も見られたところ、当該地方公共団体では、災害時において、民間事業者団体から仮置場における災害廃棄物の分別補助など適切な支援を受け、災害廃棄物の円滑な搬入を実現できた。</li> <li>・ 上記の事例については、地方公共団体と民間事業者団体等との実効性あ</li> </ul>

勸告事項	環境省が講じた改善措置状況
<p>災害廃棄物処理事例から、「民間事業者団体が災害廃棄物処理に果たす役割が大きかったことを踏まえ、地方公共団体は平時から災害支援協定を締結することなどを検討する」こととされている。</p> <p>○ 基本方針において、国は、大規模災害時に「司令塔機能」を果たすこととされている中、行動指針において、「地方環境事務所は、地域ブロック協議会等において積極的にファシリテータ役を果たし、協定締結を含めたさまざまな主体間の連携強化、技術情報の提供等を行う」ものとされている。</p> <p>○ 環境省は、都道府県や市区町村が民間事業者団体等との間でどのような協定を締結するのかは、各地方公共団体によって判断されるものと位置づけた上で、地方環境事務所等では、各管内の地方公共団体を対象に、地域ブロック協議会や各種モデル事業等において協定締結に向けた知識やノウハウ等を提供しているほか、技術資料の中で、地方公共団体と民間事業者団体等間の協定の事例を紹介するなどしている。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査対象 70 市町村を対象に、実際の災害廃棄物処理において必要となる業務（災害廃棄物の「撤去」、「収集・運搬」、「仮置場の管理・運営」及び「処理・処分」）の分担（協力）をどのような関係機関に期待等しているかについて調査したところ、多くの市町村が民間事業者団体等による対応を期待等している状況がみられた。</p> <p>○ 調査対象 13 都道府県における民間事業者団体等との災害支援協定の締結状況をみると、全 13 都道府県で計 29 の協定が締結されている状況にあった。これらの協定においてどのような内容が明記されているのかに</p>	<p>る連携に資するため、グッドプラクティス集の中で、民間事業者団体等との災害支援協定に「仮置場の管理・運営」を明示しておくことで実際に効果のあった優良事例として掲載・公表（令和 5 年 3 月）し、地方公共団体に展開した（以下「グッドプラクティス集における掲載内容」参照）。</p> <p>（グッドプラクティス集における掲載内容）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>④民間事業者との仮置場運営に係る協定締結</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 20%;"> <p style="text-align: center;">事業内容</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 75%;"> <p>・災害廃棄物に関する協定は平成21年に福井県が福井県産業資源循環協会と締結。近年の災害の激甚化を受けて、令和3年度から協定の見直しを協議し、令和4年度に仮置場の管理・運営に関する内容を協定に追加。</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 75%;"> <p style="text-align: center;">被災時 発揮効果</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 75%;"> <p>・発災直後、県と中部地方環境事務所が南越前町を訪問し、産業資源循環協会との協定を紹介。発災（8/5）後、県が電話で協会に支援を要請し、最初の土曜日（8/6）の午後には<b>仮置場の分別補助について協会が支援実施。</b></p> <p>・分別指導や管理補助に限定した委託。仮置場の分別判断に困る廃棄物の対応など、廃棄物に精通している事業者が分別補助にあたり、<b>仮置場への円滑な搬入</b>を実現。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 75%; margin-top: 10px;"> <p>（協力内容）</p> <p>第3条 乙が行う協力内容は、県内市町および一部事務組合（以下「市町等」という。）が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害廃棄物の撤去</li> <li>(2) 災害廃棄物の収集・運搬</li> <li>(3) 災害廃棄物の処理・処分</li> <li><u>(4) 仮置場の管理・運営</u></li> <li>(5) 前各号に伴い必要な事項</li> </ol> <p style="font-size: small;">図：大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書（部分） 出典：福井県ホームページ</p> </div> </div> <p>（注） 環境省「災害廃棄物対策グッドプラクティス集」（令和 5 年 3 月）から関係部分のみ抜粋</p>

勸 告 事 項	環境省が講じた改善措置状況
<p>ついて確認したところ、「撤去」は21協定(72.4%)、「収集・運搬」は25協定(86.2%)、「処理・処分」は22協定(75.9%)と多くの都道府県の協定内容として明記されていた一方、「仮置場の管理・運営」は2協定(6.9%)と1割未満にとどまった。</p> <p>○ 同様に、調査対象70市町村における民間事業者団体等との災害支援協定の締結状況をみたところ、42市町村(60.0%)で計83の協定が締結されている状況にあったものの、これらの協定において、「仮置場の管理・運営」が協定の内容として明示されている協定は9協定(10.8%)と、締結されている協定全体の1割程度にとどまった。</p> <p>○ 調査対象とした都道府県の中には、民間事業者団体等との間で締結されている災害支援協定の支援要請に係る業務の具体的な範囲が明確ではなかったことなどから、民間事業者団体にどのような業務をどの範囲まで協力要請できるのか、その調整に時間を要するなどの支障事例がみられた。</p> <p>○ 民間事業者団体等からは、平時における地方公共団体との認識を共有しておくためにも、市町村との役割分担を明確にした上で、災害支援協定に「仮置場の管理・運営」を支援内容として明示しておくことが望ましいとの意見が聴かれた。</p>	